

序章 計画策定にあたって

1. 計画の背景と目的

(1) 背景

霧島市は、鹿児島県本土のほぼ中央に位置する始良中央地区1市6町（国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町）の合併により、県下第2の市域面積及び人口規模を持つ都市として平成17年11月7日に誕生しました。

本市は北部に風光明媚な霧島連山を有し、南部は桜島を望む波静かな錦江湾に接しています。この霧島連山は昭和9年に日本で初めて国立公園に指定され、その後、屋久島と錦江湾国立公園を加え霧島屋久国立公園となりましたが、平成24年3月16日に屋久島が分割され、新たに錦江湾の海域を加えた霧島錦江湾国立公園が誕生しています。この一帯には、複数の火山や火口湖と錦江湾に囲まれた雄大で美しく変化に富んだ景観や、環境変動と火山活動によって育まれた多種多様な植生を有する世界的にも貴重な環境が存在しています。また、霧島山系を源に裾野や平野部を下り錦江湾に注ぐ天降川をはじめとして大小の河川が流れ、その流域には豊かな田園や市街地、温泉群が広がり、多彩で豊かな緑を有しています。

本市のまちづくりについては、合併後、市政運営における最上位計画である「第一次霧島市総合計画」が平成20年3月に策定されたほか、「霧島市環境基本計画」、「第一次霧島市国土利用計画」、「霧島市都市計画マスタープラン」、「霧島市景観計画」などの関連計画が策定されており、本市の将来像である「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」の実現へ向けて、様々な施策が展開されています。

一方、緑を取り巻く社会・経済状況が大きく変化する中で、国では平成16年に緑と景観に関する基本的な法律である景観緑三法が制定され、官民一体による緑地の保全・緑化の総合的な推進を図る「緑の基本計画」や、緑化地域制度、緑地保全地域制度など、制度の創設や拡充が図られています。

(2) 目的

こうした背景を受け、本市のかけがえのない財産である豊かな自然環境を将来にわたり継承し、都市と自然が共存するまちづくりを実現するため、緑に関する総合的な基本計画として、また、市民・企業・行政が協働して取り組むための指針（ガイドライン）として「緑の基本計画」を策定します。



2. 緑の基本計画の概要

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市町村の区域内における緑地の保全や緑化の推進に関して、基本方針、目標、施策などを定める基本計画です。以下に、本計画の特徴と各章の役割を示します。

◆ 緑の基本計画の特徴

①法律に根拠をおく計画制度

・総合的な都市における緑のマスタープランとして都市緑地法を根拠法としています。

②市町村の緑とオープンスペースの全てに関する総合的な計画

・都市公園の整備など都市計画による事業・制度のみならず、道路の緑化、河川等の水辺、学校などの公共公益施設の緑化、民有地の緑地の保全・緑化、さらに緑化意識の普及・啓発も含めた、幅広い総合的な計画です。

③住民に最も身近な市町村が自治事務として策定

・策定主体は、住民に身近な市町村であり、自治事務としているため、国の関与は全くなく、都道府県の関与も最小限にとどめられています。

④計画策定に際して住民の意見を反映

・市町村が適宜判断して、インターネットによる意見募集など、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとしています。

⑤計画内容の公表を義務付け

・緑のまちづくりの推進は、公共公益施設の管理者のみならず、住民・事業者等様々な主体と行政が一体となって協働で行われることが不可欠であることから、計画の公表が法的に義務付けられています。

◆ 計画書における各章の役割

Plan

霧島市緑の基本計画

第1章 緑地の保全及び緑化の目標

緑の基本理念、将来像を定め、その実現のため現況と課題から具体的な施策の基本方針を定める。

計画の成果を明確にするため、計画対象区域と計画目標水準（具体的な数値目標、定性的な目標）を設定する。

第2章 緑地の配置計画

緑の機能別に緑地の配置や利用方針を定める。

第3章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

基本方針ごとに具体的な施策とその方針を定める。

第4章 地域別緑化の推進

各地域の現況・課題を整理し、施策・整備の方針を定める。

第5章 緑化重点地区における緑化の推進

特に緑化を推進する地区について、施策・整備の方針を定める。

第6章 資料

現況
把握

解析
評価

その他

Action

Check

Do

3. 「緑」の役割と計画の位置付け・目標年次

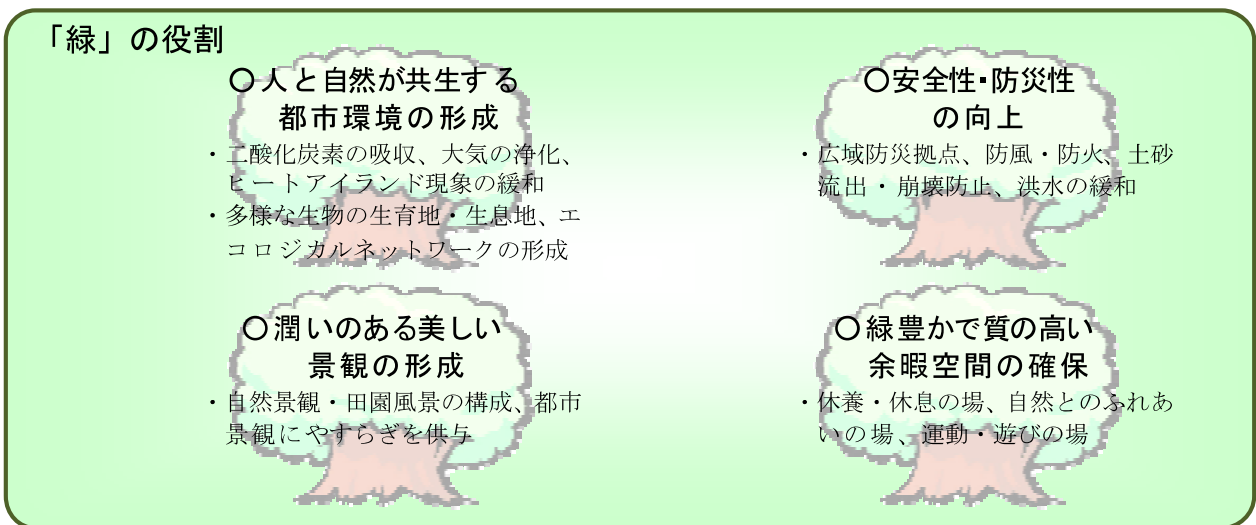
(1) 「緑」の役割

本計画において対象とする「緑」は、市域内に生育する植物のみを意味するのではなく、それらを含む周辺の土地や空間をも意味しており、以下のようなものを広く対象としています。

緑

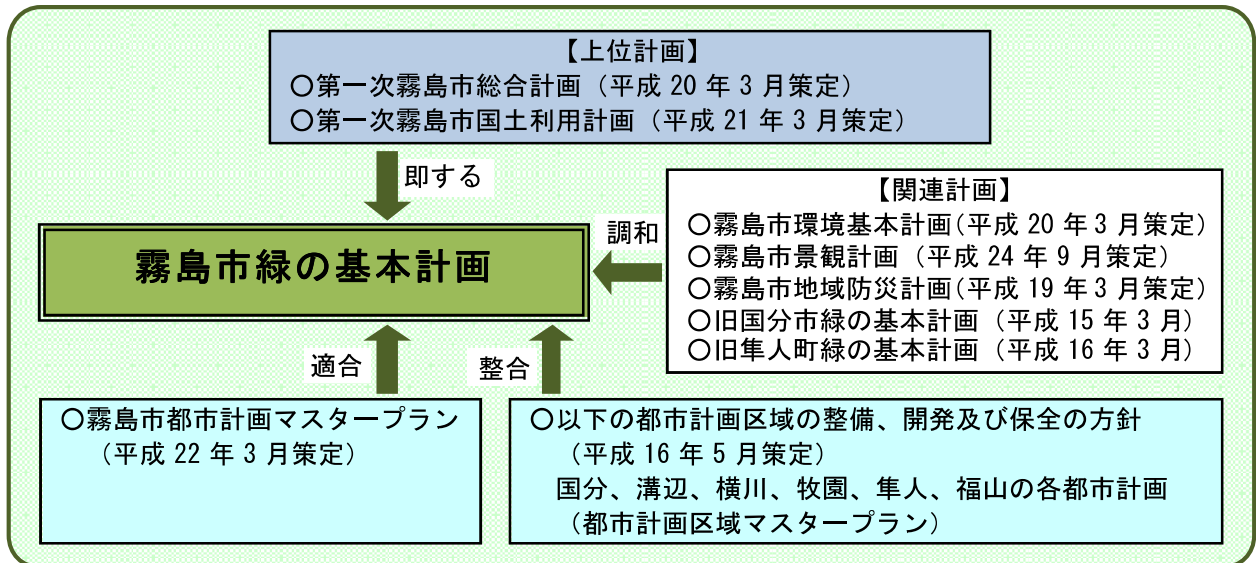
- 公園・広場、農地、樹林地、河川・湖沼
- 道路や学校等公共公益施設の緑地または緑被されたオープンスペース
- 民有地の樹木等の緑地または緑被されたオープンスペース

緑は、快適で安全な市民生活を創造していくために、以下のような多様な役割を担っています。これらの機能を発揮するため、適正な保全・整備・維持管理を行うことが求められています。



(2) 計画の位置付け

◆緑の基本計画の位置付け



本計画は、「第一次霧島市総合計画」や「第一次霧島市国土利用計画」に即するとともに、「霧島市都市計画マスタープラン」に適合し、「霧島市環境基本計画」等の関連計画と調和しつつ、これらの諸計画の緑に関する内容を支える計画として位置付けます。

(3) 目標年次

本計画は、平成 25 年度（2013 年度）を計画初年度とし、「霧島市都市計画マスタープラン」との整合性や次期総合計画の策定期間を考慮して、平成 32 年度（2020 年度）を目標年次とします。ただし、社会・経済情勢等の変化により上位・関連計画等に変更が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

計画の目標年次

平成 32 年度（2020 年度）を目標年次とします

